

【 つかぐち病院をご利用のみなさまへ 】

○病院の概要

当院は医療法7条第2項第5号に規定する一般病床・医療法7条第2項第4号に規定する療養病床です。

認可番号	3027071
病院名称	つかぐち病院
開設者	医療法人 社団 兼誠会
開設管理者	杉安 保宣
許可病床数	一般病棟 48 床 ・ 医療療養病棟 120 床 計 168 床
病棟機能	3 階病棟：60 床（医療療養型病床） 4 階病棟：60 床（地域包括ケア病床） 5 階病棟：10 床（一般病床）・38 床（地域包括ケア病床）

○入院時の食事について

入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、食事の提供に際しては管理栄養士の指導の下に適時（夕食時は午後6時以降）・適温の給食を実施しております。また、医師及び管理栄養士を中心とした多職種による委員会を設置して患者様の栄養管理と評価を適切に実施しております。

○室料の特別徴収について

ご希望により個室をご利用の場合は、下記の料金がかかります。

- 1人部屋・・・1日につき5,500円（税込）
（313, 314, 315, 316, 413, 414, 415, 416, 513, 514, 515, 516号室に設定）

※利用状況により希望に添えない場合があります。

※医師の判断により、療養上必要と認められる場合には同意の上で個室利用をお願いする場合がありますが、室料の特別徴収はございません。

○当院の看護基準について

平成18年3月6日付 厚生労働省告示第107号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」により、当院の看護師配置状況を次のようにお知らせいたします。

（3 階病棟：療養病棟入院基本料 1 60 床）

当病床では1日に9人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

08：30～16：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は12人以内です
16：30～ 0：00	看護職員1人あたりの受持ち患者数は15人以内です
00：00～08：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は15人以内です

（4 階病棟：地域包括ケア病棟入院料 1 60 床）

当病床では1日に14人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

08：30～16：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は10人以内です
16：30～ 0：00	看護職員1人あたりの受持ち患者数は15人以内です
00：00～08：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は15人以内です

（5 階病棟:急性期一般入院料 6・.10 床/地域包括ケア入院医療管理料 1・38 床）

当病床では1日に15人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

08：30～16：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は6人以内です
16：30～ 0：00	看護職員1人あたりの受持ち患者数は16人以内です
00：00～08：30	看護職員1人あたりの受持ち患者数は16人以内です

※各病棟とも、法により患者様ご負担による付き添い看護等は行なっておりません。